



## 2. 売買審査結果

### ① 取引参加者への注意喚起

売買審査の結果、取引参加者の行為が法令や諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合には、不公正取引の再発防止又は未然防止の観点から、必要に応じ、当法人の業務規程に基づき、取引参加者に対して処分又は注意の喚起を行っています。また、事案の内容から必要と判断される場合には、同時に改善措置等についての文書による報告を求めています。

平成22年度においては、以下のとおり計8件について注意喚起を行いました。

処分・注意の喚起の種別		件数	前年度比
処分		—	±0
注意の喚起	担当理事による注意	—	▲1
	売買審査部長による注意	2件	+2
	売買審査部グループリーダーによる注意	6件	+2
	売買審査担当者による注意	—	▲1
合計		8件	+2

項目	主な内容	件数	前年度比
作為的相場形成に該当するおそれのある売買の受託・執行	・取引参加者が、売買管理・審査体制の不備により、直前値を上回る値段で対当売買を受託・執行したものの。	1件 (1)	▲1
空売り	・取引参加者のオペレーションミス及び社内管理体制の不備により、自己口座において借入有価証券の裏付け確認を行わずに複数銘柄の空売り注文を執行したものの。 ・空売りであることを明示しない空売り又は直前値を下回る値段での空売りが認められたものの。	6件 (6)	5
安定操作期間中の自己買付等	・取引参加者が、株式会社東京証券取引所の「取引の信義則に関する規則」第7条1号cに違反して、安定操作取引期間中に、発行者と元引受契約を締結した外国証券業者から安定操作取引以外の自己の計算による買付けを受託し、執行したものの。	1件 (1)	▲2

※（ ）の数は改善措置等について文書による報告を求めた数。